

国土審議会計画部会第3回持続可能な国土管理専門委員会

平成17年11月18日（金）18：00～20：00

国土交通省11階共用会議室

開 会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、国土審議会計画部会第3回持続可能な国土管理専門委員会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、またこのような時間、恐縮でございますけれども、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。本日は、ご欠席の委員は、麻生委員、磯部委員、辻本委員、星野委員でございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表のほか資料が1から4まで、それから参考資料が1と2でございます。それから資料の作成が、調整が間に合わなかったのですが、後藤委員から、本日の議題に関しましてペーパーをご提出いただいておりますので、ご確認ください。

それでは、以下の議事につきまして、委員長にお願いいたします。

○委員長 夜分遅くありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第でございますように、本日の中心的なテーマは2つございまして、「森林の国民的経営と選択的管理」、「農用地の国民的経営と選択的管理」、この2つのテーマでございます。

最初に、「森林の国民的経営と選択的管理」について、事務局から資料説明をお願いし、その後、先ほど紹介がございました、別紙になっている後藤委員からのご説明を併せて伺いたいと思っております。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

○事務局 それでは、早速ですけれども、資料の2をごらんくださいませ。

「森林の国民的経営と選択的管理」でございます。これはこれまでの資料とちょっと違ひまして、大分書き込みをしております。全体の資料を、まず簡単に構成を申し上げます。

まず第一に、人と森林とのかかわり合い、いろんな側面でかかわりがあるということがまずありまして、2ページにまいりまして、その森林の担い手である森林の状況、それから3ページにまいりまして、その森林管理の大変重要な担い手である林業の状況、3ページの下の方で、さはさりながら、適切な管理がなされない森林の増加という観点についての議論の展開、それから4ページにまいりまして、諸状況が変化しているというところを確認してフォローしたいということでございます。6ページにまいりまして、以上のいろんなことを考えながら、今後の人と森林との関係の望ましいあり方いかんということでございまして、基本的な考え方、それから、そういうふうな中での森林の国民的経営、あるいは森林の選択的管理の考え方についてどう考えたらよいかという構成でございます。

もう一遍冒頭のページに戻っていただきまして、文字の量が多いのではしょってご説明させていただきます。

まず第一に、森林と人とのかかわり合いですけれども、住居や道具とか、日用品とか、船とか、社寺とか、城郭とか建物の利用、あるいは燃料や資材としての森林、木材ということ、それから土砂の流出や洪水の発生を防ぐ機能があった。多面的な機能があって、特に二酸化炭素の吸収源及び貯蔵庫としての森林の役割が重要になっている。それから里山林や都市近郊林の重要性、それから、いわゆる鎮守の森のようなものの価値、さらには魚つき林や船舶の航行目標となっている森林、様々な面で森林と人とのかかわり合いがある。

2ページにまいりまして、「森林・林業の状況」、これはこれまでにご紹介した知識が大半でございますけれども、確認的に記述してございます。我が国の森林が白神山地や屋久島のような原生的な森林をはじめ、人工林や里山林など様々な森林が分布している。国土の7割が森林である。そのうちの天然林の面積ですけれども、森林全体の約5割であって、そのうちの約7割は広葉樹である。かつ若い森林は比較的民有林に多く、それが大体広葉樹林である。それから古い天然林は奥地の国有林に広く分布している。このような森林が保安林や自然公園として保護されているということです。

それから人工林の大部分が針葉樹でありまして、戦中・戦後の荒廃森林への植林ですとか、高度成長期における拡大造林、こういうふうなことで時代の要請に応じて進められてきたものの結果だということです。

それから森林の面積は変わっていませんけれども、森林の蓄積は年々増加している。特に成長の早い針葉樹の人工林の蓄積が全体の6割である。総じてこれまでの努力の結果、木材資源は今利用期を迎えつつあるというふうに言えると思います。

それから森林のいろんな機能に応じた管理を進めるということで、森林法に基づきまして「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」、3つに区分しまして、区分ごとに望ましい施業が実施されている。

それから森林の担い手である林業の状況ですけれども、大変採算性は悪化しておって非常に低迷、停滞している。森林の育成がそもそも非常に長い年月を要するものでありまして、植栽当時は経済価値も見込めた針葉樹の人工林でありましたけれども、現在のところ、価格が低下して採算がとれない状況になっている。

それから林業生産活動の停滞というのは、伐採後適切に造林されない森林ですとか、間伐などの適切な手入れがなされないというふうな状況であります。それから林業就業者については減少、それから高齢化が進んでおりますけれども、並行して新規就業者も大体年間2,000程度で推移している。しかしながら、その定着の促進が課題であるということです。

それから3番にまいりまして、適切な森林管理がなされない森林の増加の懸念というのはどういう様相かということを展開してみたものでございます。我が国におきまして、古くから人々の暮らしと森林や木材と深い関係を持ってきているということで、国民は森林を身近な存在として感じてきたということだというふうに思っているのですけれども、次のページにまいりまして、都市への人口集中ですとか、ライフスタイルの変化ですとか、あるいは林業の採算性の悪化ということから、人々と森林との関係が疎遠になってしまったということで、森林に対して関心や投資が向かなくなって、林業生産活動の低迷と相ま

って適切な管理がなされていないということでもあります。

このパラグラフは、いろいろぐじゃぐじゃ書いてあるんですけども、実は非常に苦労したパラグラフでありまして、何で森林の適切な管理がなされないのが問題なんだというところを国民がうまく共有できるような考え方というんですか、コンセプトというんですか、そういうものをどういうふうに打ち出したらいいんだらうかというところを非常に悩んだ結果でありますので、このあたり、ぜひご示唆いただければと思います。

それから適切な管理がなされない森林が何でいけないかということなんですけど、地表に太陽光が届かなくなって下草が枯れてしまって土壌が露出して、雨によって土壌が流れやすくなってしまったりとか、あるいはモヤシのようなひよろひよろの状態ですと、非常に弱くなってしまったり、すぐに倒れてしまったりということで、こういうふうな段階に至ってしまいますと、これを健全な状態に復元するのに今日やれば50万円で済むところが、しばらく経てば、もっと多くのお金がかかるようになるということで非常に困った状態だというふうに認識しております。

それから里山林の観点ですけども、地域住民によって維持管理されてきたわけですけども、薪炭林としての利用が非常に減ったということで、現在となつては藪が繁茂しておいて、ササや竹が繁茂している。結局、人の入り込みを拒むような森になってしまっていて、人と森との距離が非常に遠くなっている。そういうふうな管理されていない森林には、結局、廃棄物の不法投棄の温床になりがちであるということでございます。

以上、適正に管理されない森林の増加をどう考えたらよいのかということですが、これは採算性悪化に伴う経営意欲減退の結果であるというところから十分なのか、あるいはちょっと気負っていますけれども、従来の人と森林との関係の再構築が求められているというふうに考えるべきなのではないかということでもあります。

それから4番にまいりまして、今後のことを考えながら、諸状況がどう変化しているかということですが、4ページから5ページにかけて、海外から輸入していると。自給率は20%になっているわけですけども、国内に利用可能な木材資源を温存しておきながら、海外の木を切りまくるということはどういうことかというふうな声も出てきている。

それから二酸化炭素の吸収源、炭素の貯蔵庫としての森林の機能というのは非常にクローズアップされている。しかしながら、このままでは国際社会に対する約束である基準年の排出量に比べて3.9%減らすという約束も果たせない見込みである。

それから、森林の認証とかラベリングの取組がどんどん行われておりますけれども、こういう中で環境保全に配慮した森林経営に対する消費者の理解が深まることが期待される。違法に伐採された木材を使用すべきでないという機関が確立して木材供給の構造に変化を与える可能性もある。

それから、先ほどもご紹介しましたように、我が国の森林資源が人工林を中心に利用可能な状態になりつつあるということと、意欲的な森林所有者ですとか森林経営者、あるいは上下流が一体となったいろんな活動、このようなものがふえているということ。さらには零細経営体の集約化が進んで、林業経営体の体力が高まるということも期待される。これはよい側面がいろいろあるんじゃないかということです。

それから、これまでも議論しましたように、水と緑のネットワークですとか、良好なランドスケープの形成に当たって、森林というのは非常に重要な役割を果たしている。ある

いは木質バイオマスの期待も高まっているということです。

6 ページにまいりまして、今後の人と森林の関係の望ましいあり方いかんということがあります。

何点かありますけれども、循環型社会を構築するということから、基本的に国内の森林資源を頑張っていっぱい使うべきではないかというベクトルがあります。もちろん、このような場合に、消費者に木材は国産材をもっと使いましょうというふうに促すということとともに、林業や木材産業の構造改革も行わなければいけませんねと。それから地球温暖化防止の観点からも、森林施業をより活発化しなきゃいけないのではないかというベクトルがあります。

それからもう一つは、市民や企業の関心が高まっているですとか、NPOやボランティアが山に入っているということで、こういうふうな傾向をどういうふうに考えたらよいか。今後確実に大きなうねりとなるのだろうか。ぜひ、こういうふうなうねりの中でより多くの民間の資源が森林にも投入されるようにならないだろうかということでもあります。

さはさりながら、立地条件から採算性がとれず、どうしても林業生産活動により、従来なみの施業ができないというところについて、公的な支援を念頭に置きながら、省力的な施業と続けて、長期的には天然林の近い状態に戻すことも検討すべきなのではないかということですか。

以上のような考え方に基きまして、森林の国民的経営というものを、どうコンセプトをくみ上げて実際にどういう政策につなげていくのかと。これも各省横断的な国家的なプロジェクトみたいなものとしてどう現実化していくというところにこれから落とし込んでいかなければならないわけですが、そのためのいろんなご示唆をいただきたいという思いで以下の論点を掲げております。

まず国民的経営というのは、人と森との関係のあり様を写すものなのだろうと。森林を生業としている者を核として、その上でNPOやボランティア、いろんなふれあいを求める人たちとか、森林のインストラクターとか、技術者とか、あるいは森には行けないけれども、資金提供で貢献できるとか、あるいは森林管理に貢献できる法人とか学校とか、いろんな方法で森林にかかわることができるようなシステムをどうつくり上げたらよいかということですか。

この場合に、ご存じのように、森林の作業というのは非常に危険性の高いものであるということに十分留意する必要があるということですか。それから森林所有者のいわゆる責務でありますけれども、私有林におきまして、森林所有者は、自ら施業できないという場合には、施業を円滑に委託するなど、所有する森林を適切に整備・保全にする責務を負う。これは森林林業基本法の書き方ですが、意識すべきではないかということですか。それから、やはり資金が大事ですので、コストも含めてどういうふうに国民が参加するシステムをつくるのだろうか。それから国及び地方公共団体のシステムの役割は何だろうかということでもあります。

論点は整理されないのは自覚しているのですが、ぜひ、このあたりをご議論いただいて国民的経営の実現に向けた道筋をご示唆いただければと思います。

それから国民的経営と相まって、あるいは国民的経営の一つの側面としての森林の選択的管理ということですが、これをどのように考えればよいかということでもあります。森林

の国民的経営のための資源は、他の産業と同様に極めて限られているわけでありまして、こういう中で、既にある森林を次世代にどういうふうを受け継いでいくのかという持続的可能性の観点から森林をどう考えるのか。何らかの選択と集中は必要であろうということでありまして、人と森林との関係の再構築の観点からどういう選択と集中が適切であるのか。例えば、意欲のある林業経営体により多くの資源を今後集中すべきではないかといった観点があるかと思えます。

それから木材生産を維持できるところは維持するわけですが、それが困難な場合には、徐々に針広混交林など、より自然に近い経営体の森林に誘導する政策をとっていくべきではないかということでありまして。

それから、森林というのを画一的に考えるのではなくて、環境に配慮しながら木材を効率的に生産するとか、あるいは水源涵養や国土保全、あるいは空間を利用する、あるいは身近な自然を体験する等々、多様な森林管理を行うのが大事であって、これがひいては効率的かつ効果的な森林の管理経営につながるのではないかということなんです。

それから、一部に針葉樹の人工林は一律に画一にはだめで、広葉樹林がいいんだというふうな議論もあるようでありまして、必ずしもそうではないのではないかと。健全な森林をつくっていくという観点でどちらも社会的な価値は大事であって、そういうふうな価値観を養成していく必要があるのではないかということでありまして。森林の選択的管理というコンセプトをどのように考えるのか、それをどういうふうに出していくのかということについてご議論いただければというふうに思っています。

それから、関連する資料をざっとお目通しいただければと思います。

参考資料1でございますけれども、基礎的な資料がずっと並んでおりまして、県別の森林率、人工林率、あるいは森林の多面的機能、3ページにまいるまして、やはり多面的な機能のまんが、それから4ページにまいるまして、保安林の状況、それから5ページにまいるまして、国民が森林に期待するもの、6ページにまいるまして、林業の状況、この6ページの下の方のフローチャートを見ますと出口がないんですね。これは林業白書からの抜粋ですが、こういうふうなものが参考になればと思います。

7ページにまいるまして、林業の現状（林業就業者）の観点であります。8ページにまいるまして、森林の新たな活用ということで、ごらんのような事例を掲げました。9ページにまいるまして、私どもで昨年度森林管理の現況把握に関する調査を行って、イコノスの衛星画像を用いて、空から管理がうまくできていない森林をうまく把握できないかという調査を行って見たんですけれども、手法自体はいいんですけれども、これを60カ所しかできませんでしたので、そうしますと非常に精度が悪いということで、下に書いてありますが、対象とした森林面積の推定なので、非常にレンジが広がっていて、ちょっと実用化はなかなか難しいんじゃないかということでありました。

10ページにイコノスの映像、それから現地で踏査した実物というふうな対比を行っております。衛星画像で大体見当をつけて現場に行って確認するという作業を行ったわけでありまして。11ページも同様であります。

それから12ページ以降、整理されておられませんけれども、国民的経営になり得る事例ということで、これも林業白書からの抜粋ですが、いろいろな事例、非常に興味深い、これから私どもこれをある程度深掘りして参考事例を把握していかなければいけないと思っ

ておりますけれども、掲げております。これをたくさんやっております。

それから次の17ページに、これも参考事例なのですけれども、ニューヨークテロの後、ブッシュ政権がUSA Freedom corpsという、国家的なボランティア運動みたいなものを始めたようであります。これに登録して2004年にボランティアに従事したアメリカ国民は何と6,450万人に上るとのことだそうであります。一つの参考になればということで、何に従事するかというと、国土の治安保持とか、コミュニティの支援とか、国際援助とかというものに、若い人が中心なのですけれども、このように参加するというスキームが動いているようであります。

次のページも、これも国民的な経営の参考になればということでつけてみました。国際な災害の緊急援助を行うNGOを支援するための一つの仕組みとしてジャパン・プラットフォームというのができておりますけれども、ごらんのようなスキームでNGOが活動する支援を行っている事例でございます。

それから京都議定書の目標と森林吸収源対策の必要性につきまして、参考の資料を添付しております。後ろから2枚目をごらんいただきますと、3.9%達成するのに必要な事業量が金額ベースで追加的に2,000億という数字も出ているようであります。

以上、簡単でございますが、参考資料についてご紹介いたしました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、別紙、一番最後の方に資料がございますが、後藤委員にご用意いただいた資料でございます。これについて、後藤委員の方からご紹介いただけますでしょうか。

○委員 ご参考になればと思って用意した別紙であります。私が申し上げたいのは、森林また材木、こういったようなものを経済財としてずっと見続けている、この悲しい現実が今のこんなことをもたらしているんじゃないかというようなことを心配いたします。スギにしろヒノキにしろ80年とか100年と、こういう長い年月をかけてでき上がっていくものであります。これは決して経済財ではなくて、資産というか、むしろ遺産をつかっていくような過程ではないのかというふうに思うんですが、それを戦後の悲しい状況の中で出発したということもあります。そういうようなことから、経済的な財としての材木、森林、これをどういうふうに生産するか、蓄積するか、こういうような考え方にずっと左右されてきていましたので、今日のこの資料の中にもずっと蓄積であるとか、採算性であるとか、こういったようなことがたくさん書かれているのですけれども、森林というのは決してそんなものではないかということをご認識していただきたいというお願いです。

それともう一つ、今、ヒノキにつきましては、ご専門で速水委員がお詳しいわけですが、私は西日本地域のスギというようなことに限って、私の知っている限りのことを申し上げます。ここに書かれているような蓄積が多くなったからこれで大丈夫だという、そんな生易しいものでは決してありません。使えない材も随分多いんです。と申し上げますのは、拡大造林というのが一体どういうことだったのかというのを皆さんご存じないし、忘れられてしまっておりますけれども、拡大造林というのは、戦争が終わってたくさんの方が日本に帰ってきて、そのときに仕事がないから中山間地域の失業対策事業の柱として始まったわけです。土木事業の前の失業対策事業です。失業対策事業ですから、その性格上いろ

んな制約があります。失業対策事業でつくった橋や川や堤防が非常に弱くていいものができなかつたと同じように、失業対策事業でできた山林というのは極めて危険な山林です。

と申しますのは、西日本においては、ほとんどの場合がスギは挿しスギという形で種によるのではなくて、木の枝を切ってきて挿してつくるということなんです、とにかくスギを植えて仕事をすることによって意味があったものですから、本来ならば木を植えるという作業のときには、どんな種がいいのか、どんな種類がいいのか、将来これがどういふふうになるのかという、そういうようなことが一番になされなければいけないんですけども、そうではなくて、そのあたりの枝を切って、それを土に挿しておけば、すぐに根が出てくる。そしてそれを植えるとすぐに、活着率と言うんですけども、枯れない。山の中に埋めて土をかけておけば、それで育つ、こういうようなものが珍重されたのであって、決していいスギが育っているわけではありません。したがって、そういうようなスギには、根が曲がっているものとかいろんな性格のものがたくさんあります。そういうようなものですと枝打ちもできないし、何してもしょうがない。こんな形のものがたくさんあって、決して山に緑があるから立派なものだというようなわけではありません。

とにかく私は、「国破れて山河あり」といいますけれども、国が破れるとはいいいませんが、国に浮沈があるのは当然のことで沈むこともあります。そういうようなことになったときに、しっかりとした山河が残っているというようなことをするのが森林対策であるということを思い起こしていただきたいということでもあります。

私の資料はページが入っていませんが、2ページ目に、遠くから見ると緑豊かな山のように見えますが、そばに近づいてみると、下のように風になぎ倒されたところ、これは決して珍しい例ではなくて、至る所にこういうのがあるということをご承知願いたいと思います。そして、もしこんなになぎ倒されなかったら、風が吹かなかつたら、そのときには、その次のページにありますように、生き物が何も生きられないような、さっきのお話にも出ていましたような、そんなところになってしまうということです。

そういう中で、今健全に見える山林が無事かといいますと、決して無事ではありません。イタチごっこという言葉をご存じだと思いますけれども、イタチごっこというのは、ごく単純な遊びでして、こうしてなぞなぞしたりいろんなことを、しり取りしたりしながら、こうやって一番下の人が上の人をつまんでいく。際限なく繰り返すだけの仕事であります。これでとまってしまったときはとまった人が負け。生産性が低い。そういうようなイタチごっこを繰り返して、木を植えて下刈りをする、間伐をする、間伐をしてしばらくして木が育ってきたら、また間伐をする、また間伐をする、暗くなったら間伐をする、そういうような繰り返していつまでいっても山は暗くなる。まさに今行われている間伐作業というのはイタチごっこです。そうではなくて、イタチごっこをしないで済むような、もうちょっと強度の間伐をしてまばらに独立木を目立てて、そしてその周辺には、自生のその場所にまさに地産の広葉樹が繁茂するようなものをつくっていくことが一番いいやり方だと思んですけども、実はイタチごっこで生業を立てている人がたくさんいらっしゃるのだから、ここを断ち切るのは相当難しいと思うんですけども、ここはイタチをどうしたらやめられるかということをしっかり考えることが根幹ではなからうか、そういうふうに思います。

この前は愛知県の立派な山林を見せていただきましてありがとうございました。大変参

考になりました。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

○事務局 資料4ですけれども、後藤委員からご紹介ありましたように、この間、後藤委員、千田委員、牧委員、三好委員、亘理委員にご指導いただきまして、林野庁さんのご協力もいただきまして、ごらんのような現地調査に行っていましたのでご報告いたします。

以上です。

○委員長 写真が載っている資料4です。

それでは、ただいまの事務局の説明及び追加的に後藤委員からお話いただきましたもの、全体を含めてこれから議論させていただきたいと思います。

2つテーマがございますので、30分前後ご議論いただければと思います。どこからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○委員 今、非常に適切なお話があって、私も同じように、経済財じゃないと言われると、ちょっと私はそれで食っているのが困るところもあるんですけども、純粹に私は林業だけで生活を成り立たせている。日本では非常に珍しくなってしまった一人なのでございますけれども、そのところはともかく、今、最後の方におっしゃられたイタチごっこの話のところの間伐の話が出ました。私はヒノキの人工林をずっと管理しているんですが、広葉樹林を生態系保護区として個人的に保護をしているわけです。そことヒノキのほかの人工林を、私がこれで適切だろうと思って管理している森林と植物の数をきっちり調査してみたいですね。かなり正確にやってみた。動物層も全部やってみたんですけども、そうしますと、おっしゃられたような少し強めの間伐をやっているんですけども、その間伐のやり方というのが常に光が入るようなやり方というんでしょうか、林業というのは木を植えて、間伐も含めて切るという行為の間の中には、枝打ちだとか、下刈りだといろんな作業があるんですけども、すべて光の管理なんです。つまり植えて切る、その間はいろんな行為というのは全部光をどうコントロールするかということに尽きるわけです。今までは光をなるべく生産を目標とするスギとヒノキ、あるいはマツだとか、生産を目標とする木にすべて吸収させて、最も成長が大きなものにしようということをやってきましたわけです。

私ども、林業を200年ぐらいずっとやっていて、同じ林地にヒノキを5回植栽して、成長を落とさないというやり方をやっているんですけども、そういう地域で林業をやっていると、鬱閉と言うんですけども、真っ暗にする状態が何度も重なってくると、林地というのはやせていくんです。それではまずいということで、常時光が入る、ある一定の樹齢になると常に林内に光が入るといってしまえば、下草が生えて、次に広葉樹がひとりだけで生えてくるわけです。

広葉樹というのは実は何十種類も何百種類もある。どの種類を植えればいいのかというのはなかなかスギやヒノキと違ってわからないんですね。広葉樹を管理する技術もないです。それは、光を入れることによって誰かが選択してくれる、神様が選択してくれるという形で広葉樹が入ってくるんです。そうすると土壌が非常に豊かになって、ほとんど特殊なことがない限り、土は絶対流れないような状態が確保できるわけです。先ほど写真でお見せしているような広葉樹が下に繁茂している、下草が繁茂している。そういう林分の植物の

種類は、実は生態系保護区で広葉樹林をずっと維持しているところで185種類、ヒノキをきっちり管理しているところで243種類があるんです。つまり広葉樹林よりも適切に管理されたヒノキの林の方が植物種が多いという場合があります。だからといってどっちの森林が豊かだという話ではないんですけれども。そういう点では、人工林もある一定の目標をもってきっちりと管理すると案外おもしろい。

全国的に見ると私どもの森林管理というのは、多分、極めてコストを下げた管理をやっているんですけれども、生産しているヒノキは今全国でベスト10ぐらいの値段だと思えます。三重県の中では常に上位の値段でずっと売り続けているんですけれども、もう少し考え方を変わると、人工林もコストダウンもしながら管理ができています。そして生物多様性も確保できる。私どもの森林にはイノシシや鹿が通過するのではなくて、そこに住み続けられる人工林なんです。そういう林が本来はもっとできるのだろうと思えます。その辺がいろんなところでもう少し議論されればいいのではないかというふうに思っています。

ここに書いてあることで幾つか気になるんですけれども、天然林と人工林というふうにして分けていくんですけれども、天然林もなかなか本当の意味での原生的な天然林と、ここにも書いてありますように、昔、薪炭でとって萌芽と言うんですけど、株から芽が出てきて大きくなった。そういう林というのは、案外エロージョンが、表土流出が非常に激しくて非常に問題のある広葉樹林が今増えているんですね。30年生ぐらいの広葉樹林というのは非常に治水上問題が出てきている。そういう点で広葉樹林が、あるいはここで書いている天然林がお金がかからないというのは、誰も管理をしようとしなからお金が要らないのであって、現実にはかなり問題があるという森林が多いわけです。三重県あたりは環境林政策というので、広葉樹を帯状に切って光を入れないと表土流出して困るということで始めているんですけれども、その辺の理解が少しおかしいのではないかというのが1つです。

それと、一番最後の方に8ページのところにいろいろ書いてあるんですけれども、私は林業というのは、木材生産が林業の目標であったんですけれども、ここに書いてあるように、多面的機能という機能が森林から発揮されて、それを今まで林業はずっと木材生産以外は外部経済として一般の方々が享受できるような形で出してきたわけです。それに対して政府や県から補助金をいただいて、これは不特定多数が享受するから我々は補助金をいただいていた。補助金の原因というのは木材生産ではなくて、あくまでも外部経済に対する対価だったわけです。今後は外部経済の対価というものをより内部化していくということを林業の経営というのは考えていかないと、木材生産だけで林業経営というのは成り立っていかないような気がするんですね。そのときに、一番最後のように、森林所有者が林業を通じて森林を維持するのか、または針広混交林等公益的機能を発揮する森林へ誘導して維持するのかという、ワンゼロのようなとらえ方をしてしまうと、我々、林業経営というのは、今後、多面的機能の外部経済を内部経済化しなきゃいけない時代に、こう書かれるとちょっと我々どうするのかなというふうなところを思うんです。

私はずっと林業経営を、先ほどのような数字も含めてやってくると、森林というのは全く手入れしない森林から、非常に集約的に手入れする森林までグラデーションであるだろうと。選択的というのは決して間違いじゃないし、農業と同じように経営の集中化

みたいな話も一つの選択でしょうし、今、林野庁がやっている3つの機能に分けているのも選択なんでしょう。ただし、森林自体を、これは管理する森林だ、これは管理しない森林だというふうにエリアとして分けていけるのか。場所として分けていけるのかというのは、現地の者としては多分不可能だろうと。絵に描いた餅になってしまう。それよりは、もう少しグラデーションに考えて、もちろん手を入れていく森林と手を入れない森林というのがあっていいのでしょうかけれども、手を入れないからといって、それが天然林化していくのではなくて、手を入れないでも木材生産ができるような森林であったりとか、それは国際的に見ても海外から大量に木材を輸入する国としては、その辺に関してもきちんと資源をマーケットに供給していく体制はずっと維持していかなくちゃいけないのだろうと思うんです。その辺が今回書いている中でワンゼロのような発想ではちょっと問題だろうというふうに思いますけれども、選択というとならえ方が。

○委員長 大変難しい議論なんですよ。選択的管理の議論は、どちらかというとなんぞ、この地域はこれ、この地域はこれというふうにゾーニングしていく考え方をベースにしています。今の話を聞く限りは、そんなにゾーニングできる話ではなくて、むしろシステムとして考えて、こういうシステムとこういうシステムとこういうシステムがあって、どのシステムにのっているかという議論をするのが本当は選択的管理だという議論ですね。そのシステムの中には、いろんな森林形態もあり得るということですかね。

○委員 いろんな形態がないと、先ほどおっしゃられたように、例えば九州のスギ林のようにクローンですね、つまり挿し木で同じ親からとったような、同じような性格の林、同じような植え方で全部広がってしまうというものは、地域を選択して作業を決めていったらそうになってしまうわけです。

森というのは一本一本が変わっていくのも大事ですけども、ある程度の固まりであっても隣との違いというのが出てこない、人工林だからこそ、生態的な安定を少しでも図るためには変化がなきゃいけないんですね。その小さな変化というのが人間の作業として小さな変化をつければ、結果的に森林というのは時間とともに成長していきますから、その小さな変化が結果的に非常に大きな変化につながるわけです。生態的な変化として。それを誘導するためには前提としては違いをまず認めていこう、違いをつくろうという努力がないとだめなんですよ。最初の小さな違いは最終的には大きな近い、時間とともにつながってきますから、決して最初のちょっとした違いがいつまでもちょっとじゃないです。間違いなく時とともに大きな違いに変わっていきます。それを利用して人工林の生態的な多様性だとか、森林の多様性というものを確保していくという考え方を日本でとらないと、日本の場合は人工林が半分ですから、そういうふうな考え方というのがあるのだろうと思います。

○委員 今のご議論を補完するような感じになると思うんですけども、日本全国でどんな意味でも一律に考えるのは大変難しい。森林自体が今の状況も多様ですし、どういう状態が望ましいかということも恐らく場所によって多様なのだろうと思います。例えば、気候帯の地理的な違いといたらいいでしょうか、それを考えても、自然に成立する森林の性格が異なりますので、先ほど人工林でもなかなかいい植生が発達するとおっしゃいましたけれども、それは本来の植生が照葉樹林になるような場所ですと、照葉樹林というのは1年中葉を繁らせていて比較的暗い森林です。先ほど光が重要だというご説明がありまし

たけれども、それですと、人工林でもそんなに光の条件は変わらないので、適度に明るい人工林ですと、天然の林に余り劣らないように、シダ植物その他の林床植物が見られるところもあります。ただ、先ほどお話があったように、そういう地域でも拡大造林で密につくってしまって管理もなされないままにリター（落ち葉など）が積もってしまっているようなところが、先ほど写真でも見せていただいたように、砂漠という言葉をお使いになっていらっしゃるいましたが、ほかの植物がそこで自生をするのは大変難しいし、そういう場ゆえに生き物全体にとって利用できない場所になってしまっていることもあります。

また、本来ですと落葉樹林になるような気候帯の場所ですと、落葉樹類というのは冬とか春は葉を落としているわけです。ですから、明るい林床が、春先に明るいというのが特徴なんですね。人工林だとその条件がないものですから、もともと落葉樹林が自然林として成立する地域の人工林というのは、その場で生活していた動植物にとってはかなり厳しいということも言えるんですね。ただ、もちろん光の管理によっては、そういう中でも多様性は高めることはできたりもします。

それから次に、今後なるべく省力化しながら材木をつくることも重要な機能ですし、水源を涵養するということも大変重要です。土砂崩れとか、台風になったときに木と一緒に土壌がみんな流れてしまうような被害を起こさないようにするという機能も重要です。もっと広く生物多様性、生き物は動いていますので、ある森林を利用できる場とすることは、それより広いスケールでの生物多様性を通じた、またさらに違う生態系の機能にとっては重要だという意味で、いろんな機能があり得ると思うんですが、その場その場で今の状態をある意味で診断して、どういう機能を重視するのだったら、どのぐらいのことが必要なのかというようなことも考えつつ、かなりきめ細かいプランが要るのではないかと思います。

それから先ほど自然にも落葉樹など入ってくるというお話がありましたけれども、自然にしておいて、何が入ってくるかも周りの状況によってとても違うんです。といいますのは、種は動物が運んできたり風で運ばれるものもありますけれども、落葉樹の中の主なものというのは、照葉樹でもそうですけれども、どんぐりをつくる木が主ですけれども、そのどんぐりというのは、ネズミとかリスとかが食料にするためにためて、それがためるために運ばれる。一部食べ残されて自然の更新の場合、それから木が育つというようなあり方ですので、周りに種の供給するような森林があるか、種を運ぶような動物の活動がどのぐらいあるかによって、放っておいてもそんなに時間がかからないということがあるので、一律に考えることは難しいので、どんなスケールですればいいかというのは今すぐ思い浮かばないのですけれども、診断してカルテをつくってというような意味での選択が必要なんじゃないかという気がします。

○委員長 いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 皆さん森林大好きみたいなので、ちょっと逆の視点を提供したいと思いますが、まず最初に1の2ポツのところで、先人は洪水が発生しやすい国土で森林を大切にしてきたとありますが、森林が大事だということに気づいたのは、そんなに古い話ではないのではないかと。やはり面積を見ますと、薪炭の利用だと思いますけれども、明治の初めまで、江戸時代は、森林はどちらかというと搾取的に使ってきたことがありますので、必ずしも自然災害を起こさないために森林を守ろうという意識が出たのは比較的最近ではないかと。

また水源の涵養機能という言葉があらわれたのもそのころだと思いますので、必ずしも、こうは言えないのではないかと思います。

また私は、普段思うんですが、環境の経済的価値というのを評価するのは注意した方がよくて、例えば水源の涵養機能、本当に渇水のときに森林が水をふやすかどうかというのは、これは状況によっては恐らく違うので、一律に言えない。場所と条件によって変わると思うんです。もしネガティブな効果があると認められたら森林は要らないか。もしくは森林がこれだけの価値があります、それはダムこのぐらいの価値ですといったときに、ダムをつくれれば森林が要らないかという、そういうことは本当はないはずなんですね。ないのに、あたかもそれがそういう機能だけで評価するようなことになりますので、ダムに例えたり、お金の換算するというのは注意しないと、じゃ、それだけのものをつくれれば、この環境は要りませんねということにつながりますので、森林をそれだけで評価するのはちょっと注意した方がいい。多分、経済財として見るなどというのは、そういう意味もあるのかなというふうに私は思います。

それから6ページのところで、今後の基本方針の国内の材をつくれというところですが、こういう国内か国外かという差を農業のところでも出てくるでしょうし、いろいろありますが、例えば東京にとってみたときに、それが北海道の材なのか、カナダの材なのかというのは本当にそんなに深刻な違いかということ。私はそれは意識としては多分ないのではないかと。これがもし違ってくるとしたら距離だけの違いの問題ですから、そうしますと、それは燃料の値段が上がってくれば自然に解消する問題ですし、もしくは日本と供給国のコスト、もしくは輸送の切り出しのコストと人件費も込みですが、狭くなれば、自然と解消することだろうと思います。

それからその下の「立地条件から採算性の確保は見られず」のところですが、これについては非常に私は賛成いたします。

最後ですが、次の7ページのところで、「森林は国民生活や経済社会に欠くことのできないものであり」のところですが、施業を委託する、何となく国費で管理できない森林を管理しようということのように読めるのですが、恐らく、民有林が一番問題になっている話だと思うんですけども、民有林にみだりに公的機能があるからお金を入れようという、まじめにやっているところは何となく不満に思うのではないかと私は思います。例えば、手段としてはリバースモーゲージのように、整備をしますと、ただし、その代わり将来的に何らかの便益が上がったときには、それは国におさめてくださいといったシステムをつくるのか、もっと言いますと、森林のネガティブな機能が合った場合には、今、プラスの外部経済に対しては補助金が出る。そうするとマイナスの外部不経済が出たときには、非常に安く設定されている税金を少し上げるとか、もしくは罰金をとることが本来ないと平等ではないと原則的には思いますので、ちょっとその辺は公平性ということを考えていただければいいんじゃないか。例えば、スギの花粉というのは非常に不経済を及ぼしている。それに対する国民の不満は非常に大きいわけです。じゃ、切ればいいか。そうもいかないだろうといったことを考えたときに、そういう公平性、正当性といいますか、その辺のところをきちんと考えずに、手入れがやっていないから国でやりましょうということではちょっと短絡的でないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長 最後の点は、事務局はそういう意味で書いているんですか。

○事務局 手入れができていないので、国がやりましょうということは言えないのでどうしようかということでありまして、ぜひそこを、今回の国土計画でも森林が大事なことは僕でもわかります。結局、安いから施業で回すことはできない。経済価値に置き換えるだけでも能がない。だからそこに国民的経営という概念を持ち込んで、何らかの形で、多分それで全部救えないのは明らかなんだと思いますけれども、国民の皆さんの関心をもっと高めていただく。その上でいろんなかわり方をもっと深めてもらう。その中に資金循環もあれば、あるいは、そういうような機運の高まりの中で部分的には公的な支出を容認してもらおうとか、そのあたりのコンセプトをぜひ打ち出していかなければいけないと思っておりますので、お願いします。

○委員長 今までの議論をお聞きますと、このペーパーは、どちらかという、林業はしっかり生産しているところ、そこは管理をしっかりする。それからそうでなくて、単に生態系として存在する森林を考えると、そこはできるだけ自然の状態に戻して管理を入れないようにしようという関係で説明しているようにとれますね。しかし、そうじゃないだろうと。生産している木材の林というのは、単に生産しているだけではなくて、様々な機能をそこに持っているという意味では、生産と生態系を含めた機能、そういう機能をワンゼロで分けるのはどうも間違っているんじゃないか。システムは2つあって、森林の機能という話と、人の手をどのような方法で入れるのかというのはそれぞれ別の項目であって、それがどのように組み合わせているかは、森林の状態によって、あるいは経営の方針によって違うんだというように書かないと間違いじゃないかとおっしゃっているんですね。そうですね。

○委員 そうですね。

○委員長 どうぞ。

○事務局 私ども学生時代に勉強させていただいたところでは、基本的に遷移というのがあって、森林の場合ですと、大体100年ぐらいすると、いわゆる極相クライマックスに入って非常に安定した状態になるということを学生時代に学んだのですけれども、先ほどおっしゃっているところによると、そういう形の極相というか、天然林であっても管理は必要なんだということを先ほどおっしゃっていただいたようなんですが、やはり、そのところをきちんと管理しないと安定的な森林というものはできないということなんでしょうか。

○委員 生態の先生にフォローしていただきたいと思うんですけれども、私が申し上げているのは、そういうことではなくて、多分、極相という概念はもう少し時間が要ると思うんです。100年で極相というのはまずあり得ないだろう。大体そこに生えている主要な植物の3代ぐらいの循環がないと極相にはならぬだろうというふうに私は思っております。寿命としてね。

私が申し上げたのは、ここに書いてある天然林の多くが薪炭で炭用の原木で切っているわけです。薪炭の森林というのは、株から芽が出てくる萌芽更新というやり方で更新するわけです。本来それが薪炭の生産が続くと、出てきた芽を切って何本かの太い木にかえていって、また切ってしまう管理がずっと行われるのですけれども、薪炭が使わなくなりましたから、萌芽したままそのまま育っちゃったんですね。実は30年生ぐらいの、今よ

くある薪炭をとらなくなった薪炭林、俗に言う天然林というのは、ある意味で思いのほか密植なんです。株からたくさん出ていますから。特に団体所有林の場合は思いのほか密植状態なんです。植えてはいないのですけれども、密度が高い。森の中に入ると下層植生はほとんどありません。中にはシイだとかというのは菌根菌があったりほかの植物が入ってこない可能性もあるので、非常にエロージョンが起きやすいんですね。それが西日本の太平洋岸の海に向かった広葉樹林というのは大半がそういう森林になっているわけです。それは今のままではまずいですよ。少なくとも下の川は土がいっぱい出てきて河床が上昇しますよということです。

○委員長 どうぞ。

○委員 今の話は、言葉の定義をいろんな役所の定義がまざってしまっているからおかしくなっているのと、伝統的な定義と新しい定義とが一緒になってしまっているんで、まずいという点もあるんですね。多分、これは林野庁の言っている天然林で、その中には、天然性林を含むという概念でここまで来ていると思うんです。ですから、むしろ今のような議論をすると、私なんかが使っているのは「自然林」と「二次林」と「人工林」と、こういうふうに分けて、自然林はそのまま大事に自然で守りましょうねと。これはその状態自身が一つの生態系を形成しているからいいですよと。二次林は、昔は薪炭林としてちゃんと利用してきたけれども、それが利用されなくて、いわばモヤシ状の状態になっていて、これは国土の資源としてももったいないし、生物多様性という観点でもむしろ手を入れた方が二次的自然の生物多様性が高くなるし、それから様々な災害という点でも問題がありますよと。それから人工林については、今までずっとお話しされたようなことで、その真ん中の話を仮にここでは「里山林」というふうに言うのだとすれば、それでもいいのですけれども、いずれにしても、ここで国土計画にふさわしい言葉を使って、そしてそれは従来の森林政策でいうところのこの言葉にほぼ対等するという言い方をした方が私はいいと思います。

○委員長 ということは、自然林、二次林、人工林という……。

○委員 二次林というのは、ちょっと私……。英語でも、実は森林というと、全部同じ言葉なんですけれども、英語だと明確に言葉が違ってくる。フォレストとウッドランドとプランテーションとか、フォレストーションと違って完全にその3つは違う言葉になるんですが、日本語だと全部森林とか言っちゃって、その辺がはっきりしないという問題はあるんですけれども、それはさておいて、やはり、そういうふうにして、ここで考えた方がいいと思うんです。

○委員長 こちらの方から考えた方がいいと。

○委員 ええ。

○委員長 ある意味で明快だと思います。もしあれでしたら、今の話で簡単に。

○委員 今のご意見でいいと思うんですけれども、二次林や、後はそのほかの土地利用していたところをそのまま人が何もしないで、遷移という昔、生態学でよくはやった言葉ですけれども、それで安定した自然林にどのぐらいの時間で戻っていくだろうかと考えると、今は大分状況が違って自然の森林がそんなに残っていないこともありますし、インベーシブな植物、ササとか竹とか、そういうものが環境中にとっても多くなってしまっているということがあるので、使っていたところを使うのをやめると非常に単純になってしまう

ことがあって、そのことが問題になっているということなんです。場所によっては、放り出してもいい自然林に戻っていく場所もあるので、だからこそ、診断みたいなことというのがとても重要だというふうに申し上げたわけです。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私、神奈川県でございまして、過日、うちの知事さんが水源税を提案して、その議論は約1年半ぐらいかかってこの間可決したところでございます。その大きな論点になったのが、なぜ水源税をとということだったんです。山を管理するのは誰がやるのよという議論だった。5年後にはどうなんのよと。要は所有者がやるべき環境づくりをすることが一番重要じゃないのか。ですから、税金を等しくとって、そしてそれを民有林にあてがうことはいかかなものかという形の中で議論されました。最後には、森林整備だけにかけるという形で約40億で決着がついたところであります。

私、こうやって話を聞いてみて一番不思議でならないのは、一番大事なのは現場の声じゃないかというふうな気がするんです。今日、速水委員さんの話を聞いていました。私は実感もっていると思うんです。なぜならば、現場で事実自分が業として行っている、その発言というのは重いというふうに私は思います。

今回この調査をした資料を見ていましたときに、大分国交省も考えが変わってきたのかなという感じの中で、我々の考え方と近くなってきたという感じがいたしてなりません、それは是としまして、例えば民有林の人たちが、今、神奈川県は10年前から民有林を主体にして水源林をやっているんです。初めて新たな税金でやることになったんですが、そういう形の中で、委員が指摘されたような屋上屋、循環的にイタチごっこにならなければいいなという感じがいたしております。

もう一点は、私たちの神奈川県は丹沢山という大きな山を持っております。その山麓周辺は民有林でいっぱいですが、山頂が危ないんです。それは管理とかそういう問題ではなかった。それは鹿だったんです。林床植物が全部鹿に食い荒されました。はっきり申し上げてゴルフ場よりきれいです。それは早く気がつかなかったことが今丹沢の崩壊とブナの倒木、舍利になって立っていて、本当に惨めな山になってまいりました。ですから、動植物との関係、その他の関係については、上まで行って人が目で確かめて、足で確かめた計画をつくらないと、私は理論だけの計画をつくった場合には、完全に破滅すると思いますので、ぜひともこのことだけは、どうしても強く申し上げておきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員 時間も余りないので、手短に。

人の住む場所を守るという観点から、この前私も行かせていただいて感じたことは、人の住む場所を守るという意味で森林の機能というのは非常に重要だと思うんです。ただ、森林を管理する中山間村に人がこれから住み続けるのかどうかということ、今後30年考えると非常に大きな問題だと思います。この前の中越地震でも、一回そういうことで村を離れると、おばあちゃんが下りると若い者は帰らないというふうなこともありますから、長い目で見た場合に、基本的には人の手の必要のない森林に戻していくというのが重要なことかなというふうに思います。

先ほどおっしゃったように、生産林としても重要ですし、そういった観点でいうと、今度もう一つ安全という意味で木造住宅なんですけれども、今、好きな人が山まで木を買い

に行くような方もおられるんですね。ですから、産直という意味ではないですけども、今、普通うちはどうやってつくられているのかなんてほとんど関心がないんですけども、山で木を見て、それが製材されて、組み立てるのはどういうふうに安全なのかというようなことも責任をもって家を建てるようなことを考えると、その家は非常に安全なものになるでしょうし、さらに長く100年以上使えるような住宅になっていくというふうに思います。人の住む場所を守るという意味で、森林の管理というのは非常に重要で、基本的には、人の手が必要のないような形に移していかないといけないのだけれども、生産林については、そういったことも考えていくことが重要かなというふうに思いました。

○委員 一言だけ。この中に落ちている視点は、公有林ということだと思います。県有林と市町村有林が実はすごく多くて、人工林、この問題が大変だと思うんです。公有林をモデル的にといますか、針広混交のいわゆる手のかからないといますか、そういう長期的視野に立った形のものを公有林でもって先につくらせる、こういうようなことをするといいんじゃないかと思うんです。どうかすると、民有林のことばかり言っていて、一番大地主であるところの県、国もそうですけども、国のほうは相当というか、県、市町村に比べるとかなりいいレベルでやっていますけれども、県有林、市町村有林が放置林をつくっているということがありますから、ここをどうするかということは、公として義務づける必要があるんじゃないかと思います。

○委員 先ほどの事務局からのご説明を伺っていたんですけども、正直言ってよくわかりません。よくわかりませんということの意味は、結局、森林を管理していく主体というのが、文脈としては非常に運動論に近いですよ。私は何度もこれまでの委員会で申し上げていたように、日本の木材市場というのは、8割が外材が入って、非常に厳しい状況の中で、特に1,000ヘクタールの里山に近い人工林で再造林放棄という非常にシビアな問題が発生している。問題点というのはきちんとしているときに、こういう総花的な議論で、結局、誰が管理していくのかということ、ビジネスライクでもない、ある時はボランティア、ある時は何とかという、しかし全体として見ると運動論として日本の森を守っていこうというものが持続可能な国土管理として、国民全体に説得力あるものとしていい切れるのかどうかというあたりはどうなのでしょう。

○事務局 言い切れないと思います。そこが一番困っているところでして、あるときはビジネスライク、あるときはボランティアというふうにおっしゃって、まさに書いていて自分でもそう思っています。いろんな要素を総花的というふうにおっしゃいましたけれども、明るい材料もどうもあるようだということと、とても困った状況もいっぱいあるだろう。国民は少なくとも情緒的にはいろんな関心を持ってきているし、動きを始めている人もいます。こういうものを一つのベクトルにうまく持っていくようなものに何とかならないかなということでございます。答えになっていないんですけども。

○委員長 余りありませんね。

○委員 この中で公的な手法というのが書いてあって、定義されていないですよ。今のお話を聞いてわかるんですけど、困っているのはまさに事務局がおっしゃったとおりで、その困っているところをどのようにつないでいくのかというところが、公的な手法ということでさらっと書いてあるんですけども、それを穴埋めするのが委員に期待されていることではないかというふうに思うわけですけども、問いの設定が非常にわかりにくいん

ですよ。なぜわかりにくいのかなと思って見ていたら、私は経済の人間ですけれども、経済的に見ても、用語がすごくあいまいなんです。だから、経営とか、選択とか、あるいは先ほど委員がおっしゃったように、外部経済という言葉を使ったときに、マクロな林業という外部効果を含めた森林の得られる収入、これは国土保全とか環境も含めて、収入はこれだけで内部化されているものはこれで、外部されているものはこれで、一方、費用の方は、資質の方はこういうふうにかかっている、副収入みたいなものもあるし、ボランティアみたいな形で支出を減らすというのものもあるというような形で、経済白書とか、産業系のやつだと、棒グラフを2つ建てて、内部、外部とか、ふやす、減らすというふうにして項目を分けていって、それぞれ論点がどういうふうに関連するかというのを一回見せれば、みんな議論が非常にしやすくなるんじゃないかなと。その整理がちょっと文章上あんまりできていない感じがするので、ちょっと混乱をしているんじゃないかと思います。

○委員長 どうぞ。

○事務局 今、非常に精神論的・運動論的ということでご指摘のとおりだと思います。ご指摘いただいたように、恐らく1、000万ヘクタールとか、言われている施業のところが一番するどい問題だというふうに思うわけです。そういうところにスポットライトを当てて、きちんとした施策を出すということももちろん、これは非常に中心的な課題になるんだと思います。ただ一方で、新しい動きとして、NPOですとか、都市住民ですとか、そういうところをどうやって活動させるか。そういうことになりますと、国民的合意をつくって、森林をきちんと管理していこうと。それが一つには選択的管理とかというようなことも出ていますけれども、そういう考え方も入れながら、一つの大きな動きにしていく、一つの考え方として国民的経営というコンセプトはどうだろうかというのが私どもとして出て考えている方向性だということでございます。もしそれを超えるようなものがあれば、またそれは出していただければ大変ありがたいと思います。

○委員長 それはよくわかるのですけれども、ただ、それで予定調和的にうまくいくという説明にしてしまうと、どうも違うのではないかと。国民的経営という仕組みでこういう主体、こういう主体、こういう主体がある。森林の守るべきいろいろな状況にある森林がある。今、考えている国民的経営の枠組みをとっただけでは、全体の森林の現代の状況にマッチングさせていくとうまくいかない可能性が多分にあるとすると、それをどのように考えていったらいいのか。それは外部経済という経済的な議論であるのか、それに絡んで公共財のような議論にするのか、そういう議論が恐らく必要なのだろうという感じなんです。ですから、雰囲気でも国民的経営だからすべてうまくいくという形でレポートを書いたら、それは恐らく間違っているんじゃないかと思います。そこでは十分対応できない部分があるかもしれない。それをどうするかという議論を改めて起こさないと、日本の森林は十分対応できないというストーリーになるかもしれません。おっしゃっているのはそういう部分だろうと思いますので、ちょっと今日はその議論をすべてし尽くすわけにはいかないのですけれども、ただ、問題状況は大体わかってまいりましたので、ペーパーとしてどう表現するかということ事務局で再度考えていただきたいと思えます。

○事務局 わかりました。

○委員長 それでは、農用地の方よろしいですか。お願いします。

○事務局 それでは、農用地の国民的経営ですけれども、これは資料の3でございます。これも予定調和的な案でうまくいくというふうなレポートを書く意というのは全くないのですけれども、書いているとこうなってしまうというのは非常に困っているのですけれども。

農用地でございます。森林の場合と同じような構成になっておりまして、私たちにとって農地とは何かというのが冒頭でございます。食料だとか、地下水涵養だとか、景観だとか、あるいは物質循環だとか、あるいは地域共同体なんだとか、それは都市でも同じなんだというのがまず冒頭にあります。

それから農業の状況を我々の議論をピン止めするつもりで重要だと私たちが思った項目を整理しておりますけれども、食生活の変化で自給率の問題が出てきている。それから2ページになりまして、水稻作付面積は年々減少している。我々は国土利用、土地利用の議論をしているものですから、面積の押さえは必要だろうということですか、物質循環、昔はよかったけれども、今は支障が生じているということですか、あるいは農用地の状況の中で、都市的土地利用への転換面積が減少して、耕作放棄によるか廃面積の方が今は多いと。これも既にご紹介したことでございます。

それから都市的土地利用へ転換すべく政策的に誘導されてきたわけですがけれども、都市の農地がまだ今でも11万ヘクタールの農地が存在していると、これはどう考えるのかということでございます。

それから耕作放棄地の状況ですけれども、病虫害が出てしまうとか、あるいは農山村の生活環境への深刻な影響ですとか、3ページにまいりまして、下流域への影響があるんだとか、あるいは中山間地とか、整備率が低い地域において耕作放棄率が大きいとか、生産基盤が未整備のところ、あるいは不在村地主の問題、それから都市近郊で耕作放棄地の発生とか、大規模施設の立地、都市と農村の境目のいろんな問題なんですけれども、そういうことがあって、適切でない国土利用となる土地が生じることも懸念されると。そもそもどれぐらいあるのかというのはよくわからないというふうな大きな問題があります。

それから3. で農用地を担う農業の可能性にいても議論しなきゃいけないということで、担い手への集約政策はずっと行われておりまして、その展望がどうなのか、それから国産の農村部というのは品質が高く、安全だというブランドがありますので、ニーズは確実に高まっているのだらうと。

4ページにまいりまして、ただ、農作物をつくるだけではなくて、いろんなものを組み合わせて6次産業的にならばしているところもたくさんある。それから安定供給という面でも、よい立場のものと、あるいはバイオマスの問題があります。

海外に目を転じますと、多分、中長期的には食料自給は大変なのではないかということと、それから我が国の農産物は高品質ですので、上海で日本の高い桃が売れるとかということで、割と競争力も出てきているという側面もあるのではないかと。

そういうふうな中で、国土政策として農用地管理をどう考えるかということですがけれども、基本的には担い手農家を中心に農業を経営して、それで維持管理をしていくということが大事だろうということと、それからそうは言っても、特に国民各層の関心を広く喚起して、直接的・間接的、様々な形で管理活動に参加してもらいたいということで、これも国民的経営というのをどう考えて打ち出していったらいいのかということです。

それから5ページにまいりまして、1つキーワードかなと思ったのは、国土の一部が放置されることがないように、より少ない資源でよりよい国土管理という考え方、それから、これも画一的なやり方ではなくて地域特性が大事と。

各論としまして、農用地の国民的経営ですけれども、乱暴に言ってしまえば、もっと食べてくれと。国産農産物を食べてくれという理解をもっと深めてもらうのではないかと。これは精神論的な話になっております。それから一方で多様な主体がいろんな方法で絡んでいく、そういうふうなシステムをどうつくったらよいか。それから農用地の管理の中で、集落というのはユニットとして大事な単位のように思われますので、集落を無視したいろんな参画というのは、多分うまくいかないのだろうなど。集落をむしろ尊重して、それをサポートするような支援が多分キーになるのではないかと。

それから、集落そのものの連携を促進して、弱体化しているものを再編・強化するということと、そういうふうないろんな集落を、それこそ何回も言いますが、外部の多様な主体の参画を広く得て支援する仕組みをどういうふうに構築していったらいいんだ。その中で地産材の消費ですとか、資金の投入など間接的な参画、いろんな参画の形態があるろうということです。それから地域資金循環の議論もあろう。

それから6ページにまいりまして、これは先ほどの話で、主体ごとの整理をしようとしております。もちろん上手にできていないのですけれども、農地所有者の役割ですけれども、これも所有する農用地を適切に維持管理することが強く求められると。一種の責務論みたいな話をまず持ち出してまいりまして、それから定年帰農とか、Uターン組の新規就農者の動きというのをどう評価したらよいのだろうか。それから非農家の地域住民の役割として、ぜひ地産地消で物を買って食べてねということと、これがさらっと書いてありますけれども、国民的経営の一つのビジネスモデルに発展しないのかというふうに思っております。

それから加工や流通面でいろんな工夫があります。そこにビジネスチャンスがあって、いろんな参画がないのかなと、あるいは、もちろん市民農園的な利用があります。

7ページにまいりまして、都市住民の役割ですけれども、同様に農業体験とか、棚田オーナー制度とかあります。都市農村交流もある。これもITなんかで今やインターネットで直接農産物を購入するというのをどう評価したらよいか。

それからNPOの役割ですけれども、多分、コーディネーターとしての役割というのは期待できるんじゃないかということと、企業としての役割ですけれども、当社は、〇〇地域の農業のサポートをしていますというふうな意味で、例えば、そういうことがきちんと農業をやって持続可能な国土管理に貢献している営農を企業としても評価するような社会的な価値観をつくってもらえないかなとか、あるいは食品産業とか、中小建設業者がいろんな形で農業に絡み始めておいて、これは一つの可能性があるんじゃないか、あるいは食品産業、中小建設業者に限らず、いろんな農業以外の業種の企業が農業にいろんな形でかわる、いわば兼業農業のような考え方を使えないかなと。

8ページにまいりまして、農用地の選択管理の切り口として、仮置きですけれども、立地条件の観点、それから作付形態の観点等々整理してみました。優良農地についての方針、それから集落周りの農用地の適切な管理、それから市街化区域内農地についてのあり方、これはブラウンフィールドとグリーンフィールドみたいな議論にも発展してくるのだろう

なということです。それから、どうしても無理な生産、農業生産条件が不利なところについて、牛を飼うとか、維持管理方法の粗放化を行っていく必要があると。

それから作付形態についても多様ですので、水田についての考え方、それから畑地についての考え方、果樹についての考え方。

最後に限界的な農用地の考え方として、利用の見込みがない限定的な農用地について、より管理投入量の少ない地目への転換、あるいは植林や湿地への回復等、9ページにまいりまして、自然への再生について幅広く検討したい。

とは言って、ただ放っておくということにならないのだろうなというのが2つ目であります。農用地所有者のインセンティブをどのようにかき立てたらよいのだろうかということがございます。

それから参考資料ですけれども、参考2を簡単にお目通しいただければと思うんですけれども、基礎的な資料をずっとつけておりますが、これまでごらんいただいたものが大半でございますので、確認だけいただければと思います。農用地の現状、それから農地の拡張とかい廃。3ページにまいりまして、人口の将来予測と耕作放棄地率、4ページにまいりまして、農家生産高齢化率と耕作放棄率。5ページ、それから6ページ、7ページ、水田の状況等々。それから8ページに事例をつけておりまして、9ページも同様地域全体での地域資源の水路を共同でやるとか、それから10ページですけれども、都市近郊の取組の事例、それから11ページにまいりまして、NPO農地トラスト特区というもののご紹介であります。それから12ページにまいりまして、企業との連携の内発型産業の育成、それから13ページですけれども、農地の管理形態、いろいろありますので、一律に議論していけないということでもあります。

14ページにまいりまして、これもご紹介ですけれども、農地の管理概念の事例、15ページ、16ページと17ページにわたりまして、いろんなところから持ってまいりました国民的経営と選択的管理のヒントになりそうな事例を持ってまいった次第でございます。

以上です。

○委員長 では、農地についてご意見、ご質問があれば。

○委員 この資料を読ませていただきまして、まず一番初めに感じたことが国交省が大分農水省とすり合わせをしてきたなという感じがしてまいりました。というのは、今までの考え方と大分かけ離れた考え方のような気がいたしまして、私自身は共通した認識にだんだん近づいてきたのかなという形で評価したいと思います。

4点ほど。全体的に見て農業が衰退、高齢化する、担い手がいないというトーンで全体が書かれているような気がしてならないんですね。国土利用計画ということならば、農業というものを推進させるための、農地利用を促進するための利用計画をつくらなきゃいけないというふうに思うんです。はっきり申し上げまして、さっき言った森林の整備だって農業だって、業として成り立てば、ありとあらゆるものが、その効能については皆さんよくわかっているんですからね。ですから、できるだけそういう形の中でこれからトーンを高めていってほしいなという感じがいたしました。

それからもう一点が高度成長期のときの土地の商品としての取り扱い、奪い合いがちょうどここへ来て弊害が出てきたような気がしてなりません。調整区域と市街化区域、農用地とか、林地とかいろいろなものがあります。ところが、実際、私の周りを見ても、市の

中心からどんどん郊外区へ来たんです。ところが、今現在はまた元へ戻っているんです。ですから、郊外区の土地なんてそういう形のもので使われなくなっている。都心のマンションはつくればすぐ売れるような形になって、中華街の真ん中へ学校をつくらなきゃいけない状態まで生じてきている。

そうやって考えたときに、私は農地の利用の仕方が今までの考え方と違ってきたんじゃないのか。というのは、例えば農地は農地で貸した場合に1万円のもの、今、貸し借りは農協等が入って自由ですから幾らでも貸すことはできるんです。例えば大型店がそこを借りにくれば、賃料は100万ぐらい違うんです。そうなってきたときには、土地利用の仕方が農業をどんどん衰退させている。公共事業で、専門的な農用地の海老名の農地のど真ん中にインターを持ってくる。そういうような形で農地に対する土地利用のあり方がおかしかったのではないか。今後は違ってきて、そういう観点も入れていながら、これから事業計画をつくるべきだというふうに思っております。

それからもう一つは、今自給率が40%という形でここに書かれておりますが、それは農水省が調べてきた数だろうと。新聞等々に出ていますから。この間計画で45%に上げたいと掲げましたが、45%の5%上げるのにどのぐらいの農地が要ると思いますか。450万ヘクタール要るんですよ。そうすると、450万ヘクタールの農地をどう利用していくのかというのは大きな問題でございまして、ただ、問題の視点がカロリーベースでいっているということなんです。神奈川県なんかカロリーベースは3%です。農業生産は。要するにカロリーだけではないはずなんです。葉菜類、小松菜だ、ほうれん草だ、トマトだ、キュウリだ、そういうものは神奈川県の横浜なんかは30%以上は横浜で生産しています。神奈川県全体でも40%以上です。ところが、カロリーベースに合わせちゃうと4%、5%になっちゃいます。栄養価がございませんから。そういう形の中でこういう視点をどう取り扱って、これからの利用計画をつくっていくか、ちょっと視点を変えておいてほしいと思います。

それからもう一つ、国民的利用、選択的な利用という中で土地利用、農地の利用について特区だ、リースだ、市民農園だと言っていますが、今度の法律改正によって個人でも市民農園と同じ農地を利用することができるようになっていきますので、その点も視点に入れておかないと、また大きな面積があれすると思いますので、以上です。

○委員長 どうぞ。

○委員 国連のミレニアム生態系評価についての理事会声明で強調されているような農業の環境負荷についても考慮した上で、農地の利用を考えるということが必要なのではないかと思えます。そういう環境負荷というのは、土地当たりの収量を上げるということで生じている。過投入の問題というのは、土地当たり収量を多くする努力で生じているものだと思うんですけども、それで環境負荷をもたらすということです。一方で耕作放棄地というのは非常に広がっているんで、土地当たりの収量をそんなに頑張らずに、農地を広く利用することによって必要な生産を確保するという考え方に改めると、土地も適切に利用できますし、環境負荷も除ける、そんなふうに感じます。そういう視点が少し入ってもいいんじゃないかと思いました。

○委員長 ほかに。

○委員 先ほどの森林と今回の農用地について、国民的経営を推進していくという、そち

らの議論が中心になるというのは、大前提としてそれが一番重要だと思います。その上で、法律の専門家から見ますと、それを逆に制約するような問題というのがいろいろあったわけですね。先ほどの森林の方は、要するに施業放棄地については、私有財産権だけれども、公的性格もあるので、適切な施業の委託などもできるようにしていきたいという話だったと思うんです。

それから今回の農用地につきましては、6ページに農家の役割というところで、これもまた、いわゆる耕作放棄地とか、不適切な管理の対象になっているような農用地について、ここでもまた利用権の設定とか、あるいは管理の委託というテーマが語られているわけですが、私が言いたいのはどういうことかと言いますと、確かに所有権の問題というのは常に出てきまして、それがこういったいろんな試みに対しては常に制約する動機づけになってくるんですね。

ただ、法律学もこの数十年そういった問題に対して決して手をこまねいていたわけではありまして、その土地それぞれの置かれた社会的特性とか、地域的特性に応じて社会的な制約とか、公共的な役割というのは非常に重要な点だというのは、法律学でも理論的に蓄積をされてきているんですね。ですから、森林の場合であれば、手当ての行き届いたような優良な森林とか、あるいはこういった農地の場合でもよく耕作の手が入っていて生産性も高いような農地、そういったものは、いわば地域社会で支えられているわけですし、しかも伝統的に何百年とか何十年という地域社会の共同の力で維持されてきているわけですね。放棄されたとか、あるいは不適切な管理の対象となっているような林地とか農地というのは社会的な管理といいますか、国民的な視点からのご入用というものは必要になってくるだろうというふうに思うんです。

そういった意味で決して財産権だから、そういった強力な手を加えることができないということで法律学が確立しているわけではないということですね。この点はぜひ押さえておいていただければよろしいのではないかと思います。

一言で言えば、地域社会によって支えられた優良な林地とか農地というのは、それに伴う社会的な義務といいますか、あるいは責務というものがあるのだろうと思いますから、そういう視点から、今回の国民的経営の問題も制度設計をしていく必要があるだろうというふうに思っています。以上です。

○委員長 今の議論を転換して、先ほどおっしゃった耕作放棄地があつて、今、農薬やなんか使って極めて高密度に生産しているものをできるだけ、そうはやらないで幅広く使う。耕作放棄地が持っている問題点をそれによってクリアされる。一般的に考えると、どうも耕作放棄地まで借りて、例えばそこの賃料にすると、農業経営的に成り立たないけど、委員の立場でお考えになると、それは社会的に必ずしも好ましくない放棄地であるのだから、より有効に使うという法的な、制度的なメカニズム……。

○委員 土地の価値といいますか、あるいは林地とか農用地の価値というのは、いわば、それを増進するといいますか、本来的に期待される、あるいは本来的に具備しているような価値ですね。農地としての価値とか、林地としての価値を増進する方向での公的な介入というのは、むしろ促進されるといいますか、受け入れられてしかるべきではないかというふうに思うんです。

○委員長 わかりました。

○委員 先ほどの林業の話と農業の話もそうなんですけれども、結局、両方とも産業として厳しい状況の中で、何とかそれを变えるべく施策を講じなければいけないというので国民的参加というようなことで、そこが非常に距離があって、非常に現実感がない文章になっているというところが大きな問題だと思うんですが、振り返ってみて、これは今何をしているかという、国土計画を議論しようとしているわけです。しかも、この国土計画は国土形成計画と国土利用計画の2つの柱を念頭に置いた国土計画だということですね。そしてそのうちの国土形成計画というのは、どちらかという、国土のビジョンを提示する、そういうことに主眼を置いた計画であり、国土利用計画というのは、どちらかという、国土の管理の方向性というふうなものを前提とした話だと思うんです。

この管理を前提とした議論をしていくと、どうしても管理の現状、実態というものから大きく踏み外せなくて、非常に遠い将来との間の乖離がどうしても生じてしまって、話が無理が生じるということなのだと思いますけれども、私は形成の議論というのは、もう少し長期的な視野で将来像を語ってもいいのではないかと。そしてそれは、例えばで言うと、日本の森林や農地というものが世界の環境制約なり何なりという条件の下に、もちろん業としての形態の改善というのはありますけれども、さっき言われたみたいに、国際的なマーケットが変わることが一番大きな要因になると思うし、それはあり得ないことではないと思うんですが、それを念頭において、むしろ、そういう遠い将来に対して、今現在との間の現状の中でどういう方向を見だしていくのかという議論で整理したらみたらどうなのかというふうに思うんです。そうでないと、今ここに書いているということは、全部さっき国交省なのに農水省みたいな文章になってきて随分勉強したなという、これは本当にそう思われたのか、皮肉なのか私にはよく理解できませんでしたが、つまり、それは事業官庁がやっている施策以上になかなか出せないと思うんです。ですから、そういう意味では事業官庁と比べれば、これは国交省ですけども、その中の計画部局というのは、割と事業から離れてビジョンを提示するという立場にあるので、その立場を利用して、しかし現実との間は少しベクトルとして提示するというふうなことで、全部を埋める努力は、できもしないことはしないと。むしろ非常に大事なものは、ビジョンの確かさというものについて、自分なりの確証を得るということをもっとやった方がいいんじゃないか。

例えば、資料からいって、逆に国土の木材自給率、それから食料自給率100%ということ想定したときに、農地はどの程度要るのかとか、森林の中での人工林率はどのぐらいであればいいのかとか、それを今との比較でいうと、人工林率は高過ぎるのか、高過ぎないのか、仮に高過ぎるのだとすれば、高い部分はどこで再自然化をしていくと、最も効率的なのかというふうな話というのがどんどん出てきて、それは少なくとも議論としてもほかではやっていないという意味では、非常に有益であるし、そしてまたなかなか現場の事業官庁では言えないということが言えるという意味でも、国土計画としての社会的な意義を高めるということにもつながるんじゃないかと、そんなふうに思うんですけど。

○委員長 いかがですか。要するに予定調和的に書かない方がいいという話と、ある意味でつながった議論ですよ。国土形成計画は最終的にビジョンを書くわけですから、ある調和した姿を示さないといけないわけですけども、我々は、そこまで語る必要はない、ある意味で、ということをおっしゃっているんですけども、事務局、わかりました、今の議論。

○事務局 現実に引きずられているところと、遠い将来のビジョンを、まさにおっしゃったように、自分なりの確かさというんでしょうか、その確証をどう得るのか、自分なりの確証を持った人々にどう訴えていくのか。その本当らしさというんでしょうか、みんなそうだよなというビジョンをどう出していくのかというところが商売だと自覚はしております。非常に迷っているところでございます。

○委員長 どうぞ。

○事務局 今の話は大変重要な話だと私ども認識をしているわけです。決して、私ども農林省でもございませぬし、国土交通省の河川局や道路局でもないわけでございます。その意味で一つのビジョンを出さなきゃいかんということもあるわけでございますが、実は頭が痛いのは、委員長からも何度もございませぬように、ブロック計画に落としたときに、それなりにこなせるようなスタイルも考えてくれと言われているものでございませぬから、そこらあたりの現実との間の頭の整理なり、我々だけが一つの理念としてポーンと全国的に出せるものとの間のギャップというものをどう整理をしていいのか、ここは実に悩ましいところでございませぬして、その意味で今やっていただいている議論というのは、かなり関係各省やっておられることの先進的なところをややつまみ食いしているという側面がございませぬ。もう少しその辺のあたりのことを整理しながら、かつ都市の部分だとか農地の部分、森林の部分、それから環境だとか、ランドスケープだとか、横軸を一度シャッフルした上で、今言ったようなご指摘の点を考えてみたらどうかということで議論を進めていってはどうかと思っている最中でございます。

○委員長 いかがでしょうか、関連して。

○委員 今ブロック計画に落としたときに、きちんとした数字を出していかなければいけないというお話なんですか。

○事務局 姿です。

○委員 数字を配分してしまうというのではなくて、姿を示すというのであれば特に問題ないのかもわかりませぬ。今おっしゃられたお話とそんなに違わないのかもわかりませぬが、ガイドラインのようなもので方向性としてのベクトルを示す、つまりそれぞれのブロックにこっちの方向ですよという程度の方向性の示し方であるなら可能なんじゃないかなと思ったんです。

○事務局 そのところは、実はブロックごとにそれぞれの地域性なり、一つの持って行き方の理念があるので、端的に言うと、私どもが何か書いて、それを金太郎飴的にブロックで議論をしてほしくないというのが私どもの視野でございませぬので、そのところは実は悩ましいことでございます。

○委員 先ほど森林でちょっと変なことを申しましたが、それと比べますと農地に関しては、何が問題かが少し私は想像つきにくい。例えば、耕作放棄地が悪いということが書いてあるわけですが、2ページ一番下に雑草が繁茂する、私の前の上司の日高先生は、雑草という名の草はないと言っていたんですけれども、生態系的に言うと、これは豊かな生態系と言えないのか。ちょっと素人の発言かもしれませんが、耕作放棄地というのはなぜいけないか。周辺の農地にいけないということは想像はつくわけですが、それだけで耕作放棄地を何とかしなきゃいけないというのが、果たしてシンパシーを得るかどうかということですね。これを読みますと、先ほどの森林の方がよほど災害につながって、ああは言

ったものの、何とかしなきゃいけないのかなと。お金がなかったらどこから工面しなきゃいけないのかなと私は逆に感じたほどです。

ただ、先ほどおっしゃった長期的なことというのを考えますと、国内のものを食べという話ですが、本当に食料が逼迫すれば、食料の値段が上がるとというのが多分経済学の教えだと思いますが、現在食料の値段はどんどん下がり傾向ですね。ということは、今の傾向で言うと余り逼迫していない。それはここにはうまく書かずに4ページに書いてありますが、一人当たりの穀物生産面積が減っていますが、一人当たりの摂取可能カロリー量は増えているわけですし、それが穀物の値段が下がる理由です。ただ、これがいろんな気候変動の影響とか、本当に逼迫する、もしくはみんなが肉を食べようになって逼迫すれば、価格が上がって、そうすると、国内でつくるインセンティブも上がる。そうしたときに、また再びつくれかどうかというのが多分一番大事で、水に関しては、減反しても水の使用量はほとんど横ばいで減らされていませんので、これはある意味では、減らさずにとっているというふうに言えると思います。そうしますと、水田で今900万トンしか米をつくっていないと思いますが、それは1,200万トンとか1,400万トンにまた再び増やすということが比較的容易に可能になるような転換の仕方、つまり森林にしてしまうと、また切らなきゃいけないので、そうしますと、例えば、湿地の回復ぐらいにしておいて、また水田でいずれ使えるような保全の仕方を推奨するとか、そういう具体的なこともあるのかなというふうに私は思いました。

食料自給100%は、農水のホームページにちゃんと書いてあって、イモ、イモ、イモ、時々卵とか、そんな献立になると。そうすると、食べすぎてダイエットなんて言っていないで、今、みんなものを食べるときに、どれがカロリーが少なそうだ、脂身やめとか言っていますけれども、逆で、いかに安いお金でカロリーを高いものを摂取できるか、そういう世の中が来るということになろうかと思えます。

○委員 国民的経営について、林業も農業も国民的経営というような言葉がすぐ使われますけれども、農業も林業もそんなにアマチュアが入ってきてやれるような生易しいものではないと私は思います。本当にプロでなければやれないです。そしてプロであるということは、楽しいこともあるけど、苦しいことの方がその数倍多いという世界でして、報われることが少なくともやり遂げるとというのがプロです。このプロでなければやれないところにアマチュアが入ってきてどうなるかということなんですけれども、こういう白書の中でも、いろんな形で華々しく書かれていますけれども、実際にUターン、Iターン等で田舎の方に帰ってきてくださった方々、こういうところに取り上げられる、その背後には地域の人たちが助けて、そして犠牲になっているからこそ華々しいことができるのであって、そんな生易しいことではないということをもっと知っていただきたいと思えます。

それから、よくNPOという言葉が使われますけれども、NPOというのは、都会ではいざ知らず、地方においては本当に厄介な存在です。いい加減で困った存在と言ってもいいかと思うんですが、プロではなくて、そしてアマで、それも口を出さず長続きしない。大体そういったところに決まっています。もし関係した方があったらごめんなさい。そういうようなものだというふうに思います。

それで、何を言いたいかといいますと、プロが育つ環境をどうつくるかということだと思います。さっきもご意見が出ていましたけれども、権利と義務の話が出ていましたけれ

ども、財産を所有している、その権利を振りかざして協力しない、それが困っているということでありまして、農地の流動性を高めるという工夫もいろいろなされるのですけれども、法律を変えてなりたいたいという人が参入する素地をどんどんつくってくださっていますけれども、実際に進みません。なぜ進まないかという、持っている人が手放さないで、そういう法的整備がいくらなされても、実際には動かないんです。それで、放棄地になっているところを隣の人がつくりたいんです。つくりたいけれども、つくらせてくれないんですよ。そして山の中に木が倒れていて、川に流れて危ないから何とか入らせてくれといっても入らせてくれない。そういうような人が多いんですね。

さっきお話が出ていましたように、私も田舎に住んでいる身ですけれども、税金をかけるべきだと思います。農地にも林地にも。そしてしっかり税金をかけて、その税金をかけた上で管理した人には免税するとか何とかいうようなことであれば、自然に集中してくると思うんです。税金かけられて嫌だったら、売りなといても買い手もないから値段が下がります。値段が下がってどうしようもなくなったら、自治体に寄付してもらえばいいし、そうすれば使いようだって考えられます。そういうプロが育つ、その方法……。

○委員長 税金じゃなくて課金する？

○委員 はい、すみません、課金する。そういうプロが育つ素地をぜひ考えていただきたいと思います。

○委員 林地と農地というのは改めて問題の類似性が高いという感じがいたしました。その問題は基本的には何かというと、林地はかなり長期的な作付をやりますし、農地の場合は基本的には1年サイクルであるという点で、対応の問題もかなり違うんですけれども、即応性が非常に低いということなんだと思うんです。明日いるから今日何とか頑張ったら間に合うというようなものではなくて、資源としてきちり管理して次世代に残していかなきゃいけないというところが非常に問題だと思います。このレジユメにも書いてあるんですけれども、長期的に食料が逼迫する可能性がある。私もそう思っているんですけれども、その場合に、資源として全体としてどれだけ残すのか、管理していくのかということと、当面、使える農地をどう使っていくのかという問題というのは、ある程度整理して議論する必要があるだろう。そこで、「粗放管理」という言葉がここで使われているのですけれども、私も粗放管理は非常に重要だと思っております。ただ、粗放管理の例示がされているのが多面的機能の発揮の観点でというふうに書いてあるんですが、これはさっきから出ている外部効果の問題でありまして、もっと原則的なところでの資源管理という中で粗放管理を位置づけていただきたいというふうに思います。

もう一つ、限界的農用地ということが書かれていますが、農業の場合の限界地というのはそんな固定的ではなくて非常に移動するわけです。そういう移動する範囲の中で集約的に管理されたり、粗放に管理されたりするわけで、こういったエリアをどうするのかというのは、一面的な形ではなかなかおさまらない。だからこそ、限界農地に対して粗放管理をうまく入れていくということが大切なんじゃないかというふうに思っております。

あと一点申し上げたいんですけれども、この中で地産地消というキーワードが出ておりましたが、先ほど森林の管理なんかでもそうなんですけれども、農業サイドでいくと農法の問題なんですけれども、今までの日本の農業というのは、単作化に向いてきたわけです。商品生産の傾向を強めて。だけれども、有機農業ということになると、土地の能力

をいかに生かせるかということは、農法にとって非常に重要な問題なんですけれども、何を契機として変えていけるのかというと、1つは地産地消なんかが一つの契機になるだろう。それはマーケットの構造そのものを変えていくベクトルを持たないと、この辺のところは絵空事になってしまう。その辺のところ踏み込んでいけるのかどうかというところがもう一つ課題としてあるのかなという気がいたしました。

○委員 先ほどの森林と農地も同じなんですけれども、基本的に日本をどうやってたたんでいくのかという議論というのが非常に重要なのかなと。それでどうやってたためばいいのかということなのかなというふうにも思っています。

5 ページのところは過疎化、高齢化によって弱体化した集落の連携をうにやうにやというところがあるんですけれども、要するにどの集落を残して、どうしていくのかというのは非常に重要な問題で、例えばライフライン、ずっとそこの集落に道を残していく、それから電気は民間がやりますけど、それから防災面でその裏の山が崩れそうなら、ずっとそこでは整備していかないといけませんし、ハードだけならいいんですけれども、むしろ大変なのはソフトの方で、日本国民である以上、同レベルの医療ですとか、それから高齢者の多い中山間地なんかで、介護保険の人がいかないといけない。それからあとさらに教育もやらないといけない。そういうことをやるためには、道もちゃんとしないとけない、そういうサービスをやるためには人も持っていかないといけない。それを人口が減る中でどこまでその維持ができていくのかというのが、今後30年を考えると大きな問題だというふうに思います。

実際問題、どこをどうすればいいのかということだと思んですが、基本的にはよいところは伸ばす、もういいところは、長時間かけてたたんでいくというのが重要かなと。Uターン、Jターンの方がおられるというのは、むしろ、その集落にとってはたたんでいくときに、もともとおられる方は、これも地震で聞いたお話なんだけれども、それほどの水も電気もなくとも、畑の物を食べてやっていけるということがありますけれども、もし戻ってきた方だと、私たちの都会の人と一緒にですから、100%のライフラインが機能していないといけないということになりますし、そこをサポートしていくのは非常に難しいんです。それは伸ばすというところに、そういう方は行っていただいて、今後どうやって日本をたたんでいくのか、たたみ方というのは、先ほども申し上げましたけれども、要するに人の手を入れなくても持続可能なところに戻していくというのをどういうふうにしていくのかというのが、今後の国土形成ビジョンの方ですね、どうやってたたむんだという、どこをたたむんだということが非常に重要かなというふうに思います。

○委員長 日本をたたむ議論が、例えば地域ブロック計画で本当にできるのかどうかというのはちょっと心配しているんです。

○委員 できないんじゃないですかね。

○委員 ちょっとアイディア的な話になりますが、「やはり農地については、利用だ」というお話なんですけれども、不動産の利用について、昔の借地権等に加えて新たに定期借地権というものが出てきたように、一定の期間を決めてきちんと変換するというような仕組み、あるいは昨年末の信託業法の改正で、信託会社というものが比較的簡易につくられるようになったんですが、その信託的な譲渡、信託的な管理ということも、これはひょっとしたら互理委員の専門分野かもしれませんが、そういうものがあったもいいのかなとい

うようなことを感じました。

それから、先程の資料2の森林の話に関してですが、利用者のところの経済的資源がどうかということでもあると思います。経済的資源と言うことをを全く抜きにして木材等は考えられないと思いますから、木材を利用した新築住宅がほかの住宅と同じ税の優遇等がいいのか、車であれば、環境に配慮した車に優遇措置があつて、木材というか、そういう環境に配慮した家であれば、そういうものがないのはどう考えたらいいのかというようなことを感じました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。まだご議論あると思いますけれども、とりあえず、時間がきてしまいました。どうぞ。

○事務局 国土形成計画についてはビジョンの先進性ということをお願いいたしまして、確かに国土庁時代に全国総合開発計画をつくっていたとき、これはビジョンの先進性ということがあったんですけれども、今回国土交通省に所掌が移り、法改正をしたというのは、国土形成計画の実効性をできるだけ高めるという目的があります。したがって、計画の中である程度国土の管理につきましても、制度設計ですとか、もし業の話で何か突っ込める話があるのであれば、実効性を高める形で記述をしたい。これはここだけではなくて、ほかのところでも具体的な税の話であるとか、制度設計であるとかということまで議論してもらおうということにしております。ちょっと前の全総計画よりはさらに実効性というところにシフトをしたい。そういう意味でこういう計画もあるということをご補足させていただきたいと思います。

○委員長 事務局から何かありますか。

○事務局 どうもありがとうございました。次回の会合でございますけれども、12月1日の木曜日の18時からでございます。開催場所ですけれども、本日と同じで3号館11階共用会議室、ここで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それからメールで数日前からご案内しておりますように、後藤委員をお願いいたしまして、1月の末から2月の中旬にかけて、いずれかの週の金、土で当委員会を臼杵市で開かせていただくということでお願いしております。日程調整のご案内を差し上げておりますので、恐縮ですが、できるだけ早く教えていただければと思います。まずは飛行機を押さえなければいけませんので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長 よろしく願いいたします。それでは、これを持ちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会